

地方債の元利償還金に係る普通交付税の算定に当たり、公的資金の補償金免除繰上償還実施後の実態を反映した利子支払額により公債費等の経費に係る財政需要の額を算定することにより基準財政需要額の合理的な算定を行うよう総務大臣に対して改善の処置を要求したものについての報告書（要旨）

平成24年7月
会計検査院

1 制度の概要

総務省は、地方交付税法(以下「交付税法」という。)に基づき、地方交付税(以下「交付税」という。)を交付している。交付税は、補助金等と異なり、その使途に制限がなく、地方団体が自主的な判断で使用することのできる一般財源として交付されるものであり、その種類は、普通交付税及び特別交付税とされ、毎年度の交付税の総額は、交付税法の規定に基づき、当該年度の租税収入の見込額を基にするなどして算定された額とされており、このうち普通交付税の総額については、交付税の総額の100分の94に相当する額とされている。

普通交付税は、一般財源が不足する地方団体に交付されるものであり、その交付額は、地方団体ごとに算定された財源不足額(=基準財政需要額-基準財政収入額)とされている。ただし、全地方団体の財源不足額の合算額が当該年度の普通交付税の総額を超える場合には、調整を行って地方団体ごとの交付額を決定することとされている。

基準財政需要額は、普通交付税を算定する基礎となる財政需要の額であり、土木費、教育費、公債費等の経費の種類ごとに算定され合算されたものである。そして、交付税法、普通交付税に関する省令(昭和37年自治省令第17号。以下「省令」という。)等に基づき、地方債の実際の元利償還金の一定割合を財政需要の額に算入する方法(以下、この方法を「実額償還方式」という。)により算定するなどしており、経費の種類ごとの財政需要の額に算入された地方債の元利償還金の額は毎年度多額に上っている。

地方団体等が地方債を発行して借り入れた旧資金運用部資金等の公的資金の償還に当たっては、原則として、償還期限まで定期的に元金の償還及び利子の支払を行うこととなっているが、借換えを行うなどして繰上償還を行う場合は補償金を支払うこととされている。しかし、平成19年3月に地方財政法が改正され、地方団体が年利5%以上の公的資金について、19年度から21年度までの間に補償金が免除された繰上償還(以下「補償金免除繰上償還」という。)を行うことができることとなり、実施額は約5兆円に上っている。

そして、補償金免除繰上償還を実施した場合の基準財政需要額の算定は、省令等において補償金免除繰上償還が行われないものとして算定した元利償還金を基に財政需要の額に算入して基準財政需要額を算定することとしている。

2 検査結果

本院は、効率性、有効性等の観点から、補償金免除繰上償還が実施された前後において利子支払額が変動することを踏まえて、地方団体の財政需要が合理的に算定されているかなどに着眼して、20年度から22年度までの3年間に、補償金免除繰上償還に係る地方債の元利償還金を基に実額償還方式により算入して各地方団体の公債費等の経費に係る財政需要として算定した額（以下、公債費等の経費に係る財政需要として算定した額を「公債費等に係る財政需要の額」という。）を対象として、総務本省並びに10県及び管内の131市町村において、普通交付税算出資料等の書類によるなどして、会計実地検査を行った。

補償金免除繰上償還を実施した10県及び123市町村は、5%から8.5%までの金利で借り入れていた公的資金に係る地方債の補償金免除繰上償還を実施した後、当該償還額の大半について、新たに地方債を発行し、0.1%から2.45%までのより低い金利で市中金融機関等から借り換えており、借入れに係る金利が大幅に低くなっていて、全体として利子支払額は補償金免除繰上償還実施前と比較して低減されていた。

そこで、補償金免除繰上償還に係る地方債について、借換えなどが行われなかったものとして従前の金利により算定した元利償還金と、実際に支払われる元利償還金とをそれぞれ計算して比較すると、20年度から22年度までの合計額は1409億8711万余円と1221億1123万余円とになり、その差額は188億7588万余円となっていた。さらに、23年度以降で償還が終了するまでの期間についてみても、2489億9385万余円と1967億9503万余円とになり、その差額は521億9882万余円と多額に上る状況となっていた。

そのため、補償金免除繰上償還が行われなかったものとして算定した元利償還金に基づいた公債費等に係る財政需要の額を、補償金免除繰上償還実施後の実態を反映した利子支払額による元利償還金に基づいて計算した公債費等に係る財政需要の額の相当額と比較すると、20年度から22年度までの開差の合計額は、82億0868万余円となる。

そして、10県及び123市町村のうち、財源不足額が発生せず普通交付税が交付されない年度があった地方団体の普通交付税が交付されなかった年度に係る開差額は16億7717万余円となっている。

したがって、この額を前記の82億0868万余円から控除した開差額は65億3150万余円となり、10県及び123市町村における普通交付税が交付されていた年度の公債費等に係る

財政需要の額を改めて前記のように補償金免除繰上償還実施後の実態を反映した利子支払額による元利償還金に基づいて算定すると、65億3150万余円減少することになることから、実態を反映した合理的な算定を行って地方団体間の普通交付税の配分を適切に行う必要があると認められる。

(改善を必要とする事態)

前記のとおり、補償金免除繰上償還が行われないものとして算定した元利償還金に基づいた公債費等に係る財政需要の額を算定することは、実態として発生していない利子支払額に基づく元利償還金を基準財政需要額に算入していることになり、地方団体の財政需要を合理的に算定していないことから地方団体間の普通交付税の配分が適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、総務省において、補償金免除繰上償還実施後の実態を反映した利子支払額による元利償還金ではなく、補償金免除繰上償還実施前の利子支払額による元利償還金を基準財政需要額に算入するよう省令等で定めていることによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

19年度から21年度までに補償金免除繰上償還が実施された地方債について、23年度以降も利子支払額が軽減されること、新たに22年度から24年度までの間で、約1兆1400億円を上限とした補償金免除繰上償還を実施することとされていることから、このままでは、普通交付税の算定に当たり、今後も実態として発生していない利子支払額による元利償還金に基づき基準財政需要額の算定が行われることとなる。このことは、交付税法等により定められている普通交付税の総額に影響を与えるものではないが、地方団体間の普通交付税の配分が適切でない事態となっている。

ついては、総務省において、補償金免除繰上償還を実施している地方団体の公債費等に係る財政需要の額を実額償還方式で算定するに当たっては、補償金免除繰上償還実施後の実態を反映した利子支払額によることにより、基準財政需要額の合理的な算定を行うよう改善の処置を要求する。